

令和 8 年度水道施設整備費に係る歩掛表の一部改定について

令和 8 年 6 月 2 5 日付け国水水第 8 3 号国土交通省大臣官房上下水道審議官通知による歩掛表の一部改定に伴う本府の対応について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 適用年月日

令和 8 年 8 月 2 0 日以降に積算を行う工事から適用する。

ただし、6 月 2 5 日以降に入札公告を行った工事については、改定内容に基づき設計変更に係る協議を請求することができます。

なお、改定後は積算条件の歩掛適用日欄に「令和 8 年 8 月 2 0 日 上水道」と記載します。

2 主な改定内容

「令和 8 年度水道施設整備費に係る歩掛表について（通知）」（令和 8 年 3 月 2 日付け国水水第 4 1 0 号）により配管工から特殊作業員に変更のあった箇所のうち、特殊作業員の公共工事設計労務単価（以下、「労務単価」という）を配管工の労務単価と同額となるよう特殊作業員の労務単価に加算するものとします。